



衆議院憲法調査会ニュース

H16.2.20 Vol.64

第 159 回 国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

2月19日に開会された小委員会

基本的人権の保障に関する調査小委員会
統治機構のあり方に関する調査小委員会

基本的人権の保障に関する調査小委員会(第1回)

〔テーマ〕法の下での平等(平等原則に関する重要問題～1票の格差の問題、非嫡出子相続平等企業と人権に関する議論を含む)

参考人：内野 正幸君(中央大学(法科大学院開設準備室)教授)

質疑者

小野 晋也君(自民)	笠 浩史君(民主)
太田 昭宏君(公明)	山口 富男君(共産)
土井たか子君(社民)	松野 博一君(自民)
辻 惠君(民主)	船田 元君(自民)

質疑終了後、自由討議

内野正幸参考人の意見陳述の概要

1 はじめに

- ・伝統的に日本は、人々がいわば異質な少数者に対し偏見を抱きやすい同質性社会の傾向がある。いわば社会的弱者にやさしい社会の構築に向けて、国や自治体に啓発を含め各種の責務があるが、人々の抱きがちな差別意識の克服という課題も重要である。
- ・人権の領域では(プライバシーなどの明文化も含め)憲法改正の必要性は少ない。現憲法下で諸施策を充実させるべきである。
- ・なお、14条1項及び44条ただし書の列挙事由は例示と考えるべきである。

2 憲法の「平等」条項の読み方

- ・憲法による差別禁止は、絶対的なものではなく合理的区別を許すものである。また、14条が原則的に禁止する「差別」は、差別意識や差別的表現ではなく、差別的取扱いの意味である。
- ・不特定多数者への差別的表現に対して刑罰付きの法的規制を行うことは、慎重にあるべきである。

3 形式的平等と実質的平等

- ・平等の観念には、諸個人を一律に同等に扱うべきことを求める形式的平等と事実上の劣位者をより有利に扱うことにより結果を平等なものに近づけようとする実質的平等があるが、14条が

要求しているのは形式的平等と考える(合理的区別は許容される)。実質的平等の実現の役割は、主に立法政策に期待されていると考える。

- ・議員定数不均衡問題については、衆議院においては格差1対2内にすることが憲法上要請されるが、参議院においてはそうはいえない。政治的平等としては、選挙資格や投票機会保障の点で現行制度を再点検する余地がある。
- ・最高裁では少数意見であるが、婚外子への差別は違憲と考える。また、選択的夫婦別姓については、憲法は要請しておらず、立法政策として実現すべきと考える。
- ・同性愛者の(準)結婚については、米国マサチューセッツ州最高裁判決が注目される。
- ・立法や行政の施策によって、積極的差別是正措置(アファーマティブ・アクション又はポジティブ・アクション)による実質的平等を推進すべきである。

4 女性差別

- ・憲法は「性別」による差別を禁止している。男女共同参画社会については、今後の重要な課題である。
- ・男系であれ女系であれ、女性天皇を認めるかどうかは立法政策の問題である。
- ・一定のスポーツ競技や刑務所などの男女別は合理的区別である。国公立の女子大・女子校について議論がなされている。

5 民間社会における平等と差別

- ・企業関係の問題は、男女雇用機会均等法や労働基準法などにより法的には少しずつ解決されてきている。住友電工男女差別訴訟の大阪高裁和解は画期的なものとして評価できる。
- ・民間社会における差別については憲法の人権規定の間接適用によって理論上十分対応できるが、三菱樹脂事件における最高裁判例は、一定の限度を超えると違法となり得るとするにとどまる。
- ・私人間における差別禁止のルール作りが必要である。この意味で、人権擁護法案の見直し再提出又は差別禁止法の検討が必要である。

内野正幸参考人に対する質疑の概要

小野 晋也君(自民)

- ・現行の憲法では、義務規定より権利規定が多くてバランスが悪いとの指摘があるが、いかがか。
- ・今日的な意味では、憲法を政府と国民が相互になすべきことを規定する契約とみなす方がうまく社会が運営されると考えるが、いかがか。

第9回地方公聴会は、3月15日(月)午後1時から広島県広島市にて開催されます。

ホームページ http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm

- ・参考人の陳述の中で「弱者」という言葉が出てきたが、この「弱者」の認定の判断基準について伺いたい。また、公的機関が判断基準の設定を行うとすれば、かえって社会的差別を助長するのではないかと考えるが、いかがか。
- ・参考人は、議員定数不均衡に関して、衆議院は格差1対2内にすることが憲法上要請されるとしても、参議院についてはそうはいえないとするが、詳しく説明していただきたい。

笠 浩 史君(民主)

- ・私は、将来的に「小さな政府」を実現する必要があり、その実現に伴う自己責任の増加から生じる「結果の不平等」は、ある程度は許容せざるをえないと考えるが、14条との関係でどのように考えるか。
- ・14条1項に列挙される差別禁止事由を、例示的なものではなく限定的なものとして捉える学説はあるのか。
- ・参考人は、人権の領域に関して憲法改正よりも現憲法下の枠組みの中で対応すべきであると述べているが、将来的にも憲法改正は必要ないと考えるか。
- ・現在は憲法解釈の範囲が広がりすぎて、非常に複雑なものとなっていると思う。憲法改正を行い必要な規定を明記するか、憲法裁判所を設置するなどの対応が必要だと思うが、いかがか。
- ・選挙権を20歳以上としているのは、14条との関連で問題はないのか。
- ・議員定数不均衡に関して、衆議院と参議院の一票の格差の取扱いの相違を許容する参考人の説について、詳しく説明していただきたい。

太 田 昭 宏君(公明)

- ・14条2項及び3項は時代の産物であり、現在においては削除してもよいと考えるが、いかがか。
- ・14条1項の列挙事由は、身体的ハンディキャップなど現在の状況に即した例示にすべきと考えるが、いかがか。
- ・小野委員の指摘した権利・義務のバランスにも時代性があり、現在は、私人間における規律も求められていると考える。そこで、「責任」という新しい軸を憲法に創設するののも一つの方法と考えるが、いかがか。
- ・参考人は、「人権の領域では(プライバシー権などの明文化を含め)憲法改正の必要性は少ない」とするが、あえてプライバシー権を掲げたのはなぜか。
- ・参考人は、憲法が要求するのは形式的平等であり、積極的差別是正措置などを講じて実質的平等を実現することまでは要求していないと主張するが、「憲法」が本来あるべき姿からしても実質的平等は要求していないと考えられるのか。
- ・私は、憲法に「環境」などの文言を積極的に明記すべきという立場だが、参考人は積極的なことは法律に任せ、原則的なことは憲法に基本的に任せるといふ考えか。

山 口 富 男君(共産)

- ・憲法は第3章や97条など詳細な人権規定を有するが、参考人はこの意味及びそれを生み出した歴史的条件をどのように考えるか。
- ・参考人は、14条1項は形式的平等のみを要求しているとするが、私は25条等を考え合わせると、実質的平等も要求していると考え。参考人が考える14条と25条・26条・27条の規定の読み方を伺いたい。
- ・人権問題について、憲法改正をするのではなく、現行憲法下での諸施策の充実をすべきと考えるが、立法・行政などの立ち遅れが目につく。参考人はその原因をどのように考えるか。
- ・住友電工訴訟和解(03年12月24日大阪高裁)における画期的な部分はどこか。また、同訴訟において裁判所は、国への和解勧告もあわせて行ったが、参考人はどのように考えるか。
- ・昨年行われた国連の女性差別撤廃委員会からの勧告など、国際社会から日本が勧告を受けた場合、政府はどのように対処すべきか。
- ・民間企業における思想差別は14条の精神に照らして違法と考えるが、いかがか。

土 井 たか子君(社民)

- ・14条における差別禁止ないし平等は「合理的区別」を許すとされるが、その判断は誰が行い、何を基準に判断されるのか。合理性の判断の中身を詳しく教えていただきたい。
- ・今日、国際社会では人権尊重・平等意識が高まり、人権に関わる条約が増加している。その趣旨を考えればできる限り早期に締結すべきだが、日本は条約批准に大変時間がかかるだけでなく、批准後の遵守義務が不十分であると国際社会から非難されることもある。これは、立法や行政がその義務を果たさないところに問題があると考え、いかがか。

松 野 博 一君(自民)

- ・前文が人類普遍の原理として掲げる人権と日本国内における人権とは、同質のものか否かについて、参考人の見解を伺いたい。
- ・刑事事件の容疑者の実名報道は、推定無罪の原則に照らせば、人権侵害に当たると考えるが、いかがか。
- ・我が国の障害者の認定率が諸外国に比べて低いという現実がある。障害者に対する実質的な平等を確保する観点から、申請を待って認定する現在の方式をどう評価しているか。

辻 恵君(民主)

- ・刑事事件の関係者に対する取扱いの在り方について、行政及び立法に問われているものは何か。
- ・凶悪犯罪に対する報道が「魔女狩り」の様相を呈することがあるが、このような異質な者を排除するようなことを許さないのが成熟した社会のなすべきことではないか。
- ・私は、14条の要請に対して司法が果たすべき役割

は、実質的平等の保障を担保することと捉えているが、いかがか。

- ・婚外子に対する扱いをめぐっては、法律婚の尊重と婚外子の人権との利益衡量の問題とされているが、衡量すべき利益の中にも優先順位があり、平等主義の実現を優先すべきではないか。
- ・参考人は、差別禁止法の制定を提言しているが、その趣旨は何か。

船田元君(自民)

- ・「平等」の概念には、「機会の平等(形式的平等)」と「結果の平等(実質的平等)」とがあり、憲法が規定する「平等」の保障とは、そのうちの「機会の平等」であって「結果の平等」までは求めているという理解でよいか。
- ・米国は、これまでアファーマティブ・アクションによって差別の是正を図ってきたが、その行き過ぎによって逆差別や差別の固定化という弊害が生じてきたことから、一部廃止の方向へ向かっている。参考人は、こうした差別是正措置やその行き過ぎの問題をどのように考えるか。
- ・公立の男女別学については、14条の違憲審査基準との関係から違憲の推定が働くこともあり、また、その正当化の理由も、昨今では、かなり薄れてきていると認識しているが、いかがか。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

中山太郎会長

- ・電子政府が進展すると、個人情報保護が問題になってくる。フィンランドが憲法で個人情報保護を明記していることも踏まえ、新しい科学技術と人間社会に関する議論を進めるべきである。

園田康博君(民主)

- ・参考人は、人権の領域では憲法改正の必要性は少ないと主張するが、憲法は国家権力を抑制し弱者を救済するための法であり、情報公開法制定時の「知る権利」に関する議論にかんがみても、プライバシー権等「新しい権利」を憲法に明記することは人権保障に資するものである。
- ・私人間での憲法適用に当たっては、ステートアクション理論(私的行為を国家行為と同視して、憲法を直接適用する理論)を採用入れて、より強固な人権保障を行うべきである。

棚橋泰文君(自民)

- ・基本的人権については、(a)21世紀にふさわしいプライバシー権や環境権などの「新しい人権」、(b)憲法の人権条項の私人間適用の2点を更に議論すべきである。

小野晋也君(自民)

- ・情報化社会は、(a)サイバー空間での国境の設定が難しい、(b)技術進歩が急速である、(c)思想・表現の自由に関連して人権侵害が行われる場合が多い、(d)一個人であっても非常に大きな影響力を持つこ

とができるという特徴を有しており、従来の憲法の議論では対応しきれない可能性があり、国際的枠組みや新しい法体系の構築が必要になってくるであろう。

村越祐民君(民主)

- ・男女共同参画社会の推進が図られているが、女性の社会進出はまだ不十分であり、これを促すために過渡的にアファーマティブ・アクションを導入することも検討すべきである。
- ・憲法の基本的人権規定の私人間効力について考える場合、国家が人権保障を図る「基本権保護義務論」というドイツの学説を参考にして、人権保障を実効あるものにするにも検討すべきである。

山口富男君(共産)

- ・情報化社会については、(a)具体的な政治社会からの視点、(b)憲法とのかかわりでの視点といった複眼的な見方が必要である。
- ・「新しい人権」は、もともと13条や25条といった人権規定に根ざし国民の運動や判例の積み上げによって確立されたものであるから、現行憲法は十分「新しい人権」を保障したものとイえる。
- ・人権と民主主義にかかわる規定(例えば、男女平等や社会権)を立法と行政の場で活かすこと及び現状に対する不断の批判・検討を加えていくことが求められている。

倉田雅年君(自民)

- ・少子化に歯止めがかからないのは、男女平等の点で立ち遅れているからである。そこで、憲法上、ある種の「理想」を書き込むこともあり得るのではないか。現在議論されている9条も制定時に「理想」を書き込んだものであった。どのような形で「理想」を規定するのか議論の余地はあるが、女性を平等に取り扱うという理想を憲法に書き込んでよいのではないか。

土井たか子君(社民)

- ・憲法は、法律による人権保障の重要性を表している。しかし、法律の中には白紙委任的に政令等の下位法令へ委任する例が見られ、問題である。人権の尊重のためにも、国会が制定する法律の重要性を認識すべきである。

園田康博君(民主)

- ・「新しい人権」は、その概念を明確にし将来の世代にもそれが確実に保障されるためにも、憲法に明記すべきである。

船田元君(自民)

- ・形式的平等を保障しながら、実質的平等の保護を図っていく努力が必要であり、私人であっても大きな権力を持つ者がいることを踏まえ、立法や政策形成を行っていくべきである。
- ・国政における参政権が国民のみに与えられるのは妥当と考えるが、反対論はあるものの、市町村など身近な自治体の選挙については、一定の定住外

国人には、一定の参政権を認めてもよいのではないか。この問題についてまだ結論を出していないのは立法の怠慢であって、現在、この問題の結論を出す時期に来ているのではないか。

- ・夫婦同氏を定める民法 750 条は、形式上男女を平等に取り扱うものだが、実情は、ほとんどの場合妻が夫の氏を名乗る。このように社会通念の中に差別が存在する例はまだあり、立法措置によってこれを是正していくべきではないか。

小野晋也君(自民)

<土井委員の発言に関連して>

- ・法律であまり細かい点まで規定すると、実際の状況に対応しきれなくなることを懸念する。ある程度の自由度は残しておくべきである。

>土井たか子君(社民)

- ・技術的事項を含めて、一切、政令等の下位法令に委任してはいけないという意味ではない。法律の骨格になる部分まで政令等の下位法令に委任することは法律の形骸化につながるおそれがあり、骨格になる部分については、憲法の趣旨を踏まえ、安易に政令等の下位法令に委任することは慎まなければならないという意味での発言である。

統治機構のあり方に関する調査小委員会(第1回)

〔テーマ〕司法制度 特に、国民の司法参加、利用しやすい司法制度等の司法制度改革

参考人：市川 正人君(立命館大学法学部教授)

質疑者

二田 孝治君(自民)	辻 惠君(民主)
斉藤 鉄夫君(公明)	山口 富男君(共産)
山本喜代宏君(社民)	永岡 洋治君(自民)
鈴木 克昌君(民主)	森山 眞弓君(自民)

質疑終了後、自由討議

市川正人参考人の意見陳述の概要

1. 日本国憲法における司法権の位置付けと司法制度改革

(1) 日本国憲法における司法権の意義

- ・司法権は、(a)私的紛争の解決・権利救済、(b)公正な手続の下での適正・迅速な刑罰権の実現、(c)国家行為の合憲性・合法性の統制を通じて「公共性の空間」を支えている。
- ・司法権の行使に「具体的争訟」が要求されるのは、法の意味は具体的事実の中でこそ明らかになるという理解の下、(a)政治部門との無用の対立を回避し、(b)司法権行使のために必要な当事者と場を確保するためである。

(2) 日本国憲法における裁判を受ける権利の保障

- ・「裁判を受ける権利」は、単に裁判を拒絶されないと

いう意味だけではなく、(a)裁判へのアクセスの実質的保障を含めて、適正な手続による裁判を受ける権利、(b)行政事件において公権力による権利侵害に対し実効的救済を受ける権利を意味する。「裁判を受ける権利」の保障は、憲法違反かどうかのレベルのほか、憲法の理念により適合しているかどうかのレベルで検証されるべきである。

(3) 司法制度改革

- ・現在の司法制度改革の背景には、(a)法曹人口が極端に少ないこと、(b)紛争が司法に持ち込まれにくいこと、(c)行政訴訟の間口が狭いこと、(d)行政指導を受ける企業が行政訴訟で争うことがまれであること、(e)司法の消極主義があることのほかに、司法に対する社会的期待の高まりがある。
- ・司法制度改革の2番目の柱である司法の人的基盤の拡充こそ、司法制度改革の要諦であり、法科大学院の役割はきわめて重要である。

2. 利用しやすい司法の実現

(1) 裁判へのアクセスの拡充

- ・裁判へのアクセス拡充のための立法措置の進展は評価できるが、弁護士報酬の敗訴者負担等は、慎重な見極めが必要である。また、適正・公平な手続の保障への配慮を前提に、民事裁判の審理の充実、公平・迅速な手続の確保が必要である。

(2) 行政訴訟制度の改革

- ・現行の行政事件訴訟法の下、裁判所により訴訟類型の限定、訴訟要件の厳しい解釈がなされてきたが、同法の大幅な改正を行おうとしていることは評価できる。ただ、原告適格の拡大等について改革案は不徹底な面もあり、より大胆な制度改革の実現に向けた国会審議を期待する。

3. 司法への国民参加

(1) 司法への国民参加の意義

- ・裁判員制度の導入による司法への国民参加を進めることに基本的に異論はない。裁判への国民の意識・常識の反映は不可避だが、その反映は、司法の「非民主的な」性格を踏まえ、憲法と法律のみに従って公平な手続の下で判断するという裁判の性格をゆがめないものでなければならない。

(2) 裁判員制度の合憲性

- ・裁判官が狭義の法解釈について専権を有していれば、事実認定と量刑を裁判官と裁判員とで共同決定する裁判員制度は、基本的には合憲であると考えられる。

(3) 裁判員制度の意義と課題

- ・裁判員制度は、刑事裁判の現状を転換する起爆剤となるか、あるいは、厳罰主義の「イチジクの葉」にすぎないか、見解が分かれており、制度構築の条件によりその結果が左右されるハイリスク・ハイリターンな改革とも言える。

4. おわりに

- ・憲法裁判所の設置は、ハイリスク・ハイリターンな改革であり、慎重な検討が必要である。今回の司法制度改革が付随的違憲審査制の活性化につながると考える。

市川正人参考人に対する質疑の概要

二 田 孝 治 君 (自 民)

- ・「裁判を受ける権利」の保障の実効性を確保するために、訴訟費用の問題が重要であると考えられているが、いかがか。
- ・法曹不足の問題に対し、法科大学院による法曹の教育・養成が進められようとしているが、法曹の質の確保について、どのように考えるか。
- ・行政訴訟については、より簡易、迅速、明確な方法が必要であると考えられているが、いかがか。

辻 憲 君 (民 主)

- ・裁判員制度の導入に当たっては、国民の司法参加の利益よりも被告人の裁判を受ける権利の保障の要請を優先すべきである。裁判員制度において、公判前の準備手続で出された証拠以外は原則として公判に提出できないとされていることは、まず検察側が有罪を立証しなければならないという被告人の無罪推定の原則を弱めることにつながるのではないかと考えるが、いかがか。
- ・裁判員制度では、裁判官、検察官、弁護士で行う準備手続の後に裁判員が参加した公判が行われるが、長期間の準備手続の後にわずかな期間の公判が行われた場合、裁判官に予断を生じさせていた戦前の予審の復活になるのではないかと考えるが、いかがか。
- ・裁判員制度の導入に当たっては、諸条件の整備（保釈、証拠開示、捜査の可視化）が不可分一体として行われなければ、裁判員制度が形骸化すると考えるが、いかがか。

斉 藤 鉄 夫 君 (公 明)

- ・我が国の伝統的な「小さな司法」と米国の「大きな司法」をどのように評価するか。現行憲法は、どちらを指向しているのか。また、憲法を改正する場合、この点について言及する必要があるか。
- ・裁判官が人を裁く根拠や権威の源泉はどこにあると考えるか。裁判員制度は、この根拠を与えるために主権の源泉である国民を司法に参加させるものか。

山 口 富 男 君 (共 産)

- ・我が国の違憲審査制は、なぜ、憲法で定められているのに機能しなかったのか。また、その活性化のためには、どのような改革が必要であると考えられているか。
- ・意見書にある弁護士報酬の敗訴者負担は、訴訟を提起する側に抑制的に働くと考える。参考人はその導入について慎重な見極めが必要であるとするが、見極めの基準はいかなるものか。
- ・裁判官が良心に従い憲法と法律に基づき判断するということが民主主義原理とバランスをとる基本になると理解したが、いかがか。

- ・違憲審査制の活発化こそが求められているのであり、憲法裁判所を導入することには反対である。参考人が憲法裁判所の導入はハイリスク・ハイリターンであると述べた趣旨は何か。

山 本 喜 代 宏 君 (社 民)

- ・三権分立を実効的なものとするために、司法消極主義と言われる現状を司法制度改革を通じてどのように変えていくべきと考えるか。
- ・議員立法が増加する中、これに対する法制審の審議が十分行われているとは言えない現状を踏まえると、違憲審査機能の充実が大事であると考えられているが、参考人は、立法と司法の緊張関係を司法制度改革の中でどのように捉えているか。
- ・憲法裁判所を設置するための憲法改正を行うことなく、現行憲法の下で抽象的違憲審査を可能とすることはできないか。

永 岡 洋 治 君 (自 民)

- ・裁判員制度の導入について、国民の司法参加による国民主権原理の実現と、裁判の独立性・専門性・客観性とは、簡単には両立できないと考えるが、どのような制度設計をすべきか。
- ・米国のような司法取引が認められていないといった社会的土壌や「法の支配」の成熟度という観点から、裁判員制度が我が国社会に根付くのか疑問を感じるが、いかがか。
- ・肥大化する行政への司法によるチェック機能強化の観点から、特に、法律による政省令への委任がいわば白紙委任に当たるような場合には、司法によるチェックが必要であると考えられているが、いかがか。そのためには、抽象的違憲審査を認めたり、憲法裁判所を設置すべきであると考えられているが、いかがか。

鈴 木 克 昌 君 (民 主)

- ・利用しやすい司法の実現のために、司法ネットの整備や法律扶助制度が重要であると考えられているが、その具体化に当たって地方公共団体が果たす役割について伺いたい。
- ・行政訴訟の長期化により、多くの市民に「権利侵害」とも言うべき状況が生じているだけでなく、行政の側にとっても不都合が生じており、その点からも行政訴訟の迅速な処理が必要であると考えられているが、いかがか。
- ・政府による裁判員制度の骨格案は、同制度を導入した場合の評決方法について、裁判官及び裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要であるとするが、被告人の裁判を受ける権利の観点から、参考人はどのように考えるか。

森 山 真 弓 君 (自 民)

- ・国際情勢や国民の意識の変化を受けて、運用上必要な憲法解釈の変更が行われてきたが、参考人は憲法解釈の変更にはどのような限界があると考えられているか。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

早川 忠孝君(自民)

- ・参考人のように、裁判を受ける権利を正義に対してアクセスする権利として広く解釈し、裁判の迅速化、適正化などを読み込むのであれば、その趣旨を憲法の条文に反映させるべきである。
- ・裁判員制度は、国民主権、国民の司法参加の観点から憲法上何ら問題はなく、画期的なものとする。

中山 太郎会長

- ・立法府としても、国民にとって分かりづらい最高裁判事の構成、任命過程などを国民に明らかにするとともに、裁判官報酬の引下げの問題など最高裁判所についての問題点を憲法調査会において明らかにしていくべきである。

鹿野 道彦君(民主)

- ・現在の司法への国民参加の動きは性急であり、国民のコンセンサスが不足している点も見受けられる。
- ・司法は少数者の権利を守るものであること、また裁判を受ける権利とは裁判官の裁判を受ける権利と考えられることから、裁判員制度の導入の是非については、国民投票を行うことも考えられる。

早川 忠孝君(自民)

- ・裁判員制度は新しい「司法文化」への第一歩であり、同制度が司法制度改革の流れの中で導入されることは積極的に受け止めたい。
- ・現行の最高裁判所裁判官に対する国民審査制度は、形骸化しており、国民感情と乖離している。
- ・将来的には、参議院に憲法裁判院的な役割を与え、抽象的違憲立法審査や政省令に対する違憲審査を担わせることも考えられる。

鈴木 克昌君(民主)

- ・裁判員制度の導入に当たっては、5年間の準備期間があるとされるが、その間に国民の理解を得る努力をすることが大事である。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

(衆議院会議録議事情報)

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm

(国立国会図書館)

<http://kokkai.ndl.go.jp/>

今後の開会予定

日付	開会時刻	会議の内容
2.26 (木)	午前 9:00	憲法調査会
3.4 (木)	午前 9:00	安保国際小 〔テーマ〕 国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲(特に、EU憲法とEU加盟国の憲法、「EU軍」) 参考人： ベルンハルト・ツェプター君 (駐日欧州委員会代表部大使)
	午後 2:00	最高法規小 〔テーマ〕 直接民主制の諸制度 参考人： 井口秀作君(大阪産業大学人間環境学部助教授)

諸般の事情により変更される可能性があります。

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：2308件(2/20現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1406	封書	432
FAX	297	E-mail	173

・分野別内訳

前文	209	天皇	85
戦争放棄	1554	権利・義務	57
国会	37	内閣	35
司法	13	財政	13
地方自治	11	改正規定	17
最高法規	9	その他	1318

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875
E-mail kenpou@shugiin.go.jp
郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。